

議案第 13 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように  
制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき派遣される職員に対して全ての給与を支給することとするため、この条例を制定しようとするものであります。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する  
条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第 4 条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。)のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれの 100 分の 100 以内を支給することができる。</p> <p>第 5 条～第 7 条 省略</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第 8 条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第 4 条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。)のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当</u>のそれぞれの 100 分の 100 以内を支給することができる。</p> <p>第 5 条～第 7 条 省略</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第 8 条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、<u>給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当</u>を支給することができる。</p> <p>以下省略</p>